

越前ふくいマルシェ^{にせんにじゅうろく}2026企画運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

ふくい嶺北連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）内の「農林水産業の生産振興」、「農林水産業の理解醸成」、「地産地消の促進」を図ることを目的として、圏域内農林水産物等をPR・販売及び農林水産業への理解を深める体験型プログラムを行う「越前ふくいマルシェ^{にせんにじゅうろく}2026」を開催することで、生産者と消費者の交流機会を増やし、生産者のやりがいづくりや来場者へ圏域内の農林水産物のPRを図る。あわせて圏域内農林水産物等の圏域外への知名度向上を目指し、圏域外へのPRを図る。

この業務の実施にあたり、受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

※ふくい嶺北連携中枢都市圏

福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町

2 業務概要

- (1) 業務名 越前ふくいマルシェ^{にせんにじゅうろく}2026企画運営業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和8年11月30日（月）まで
（マルシェの開催期間は、令和8年10月）

3 業務に要する費用（予算上限額）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となる。

また、本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する費用も業務に要する費用に含まれる。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 福井市内に主たる営業所を有していること。
- (2) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (3) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止措置等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止措置又は指名除外措置を受けて

いる者でないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (8) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (9) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合はその組合員又は会員ではないこと。
- (10) 複数の事業者により構成される共同体である場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。
 - ① 共同体の構成員は3者までとし、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ② 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 共同体の全ての構成員は、上記（1）～（9）に掲げる事項を全て満たしていること。

5 スケジュール

① 実施要領等の公表	令和8年3月26日（木）
② 参加申込書の提出期間	令和8年4月1日（水）～4月17日（金）正午必着
③ 質問書の提出期限	令和8年4月 3日（金）正午必着

④ 質問書の回答期限	令和8年4月10日（金）
⑤ 参加資格審査の結果通知	令和8年4月24日（金）
⑥ 企画提案書の提出期限	令和8年4月30日（木）正午必着
⑦ 審査委員会（プレゼンテーション）	令和8年5月22日（金）※予定
⑧ 結果通知	令和8年5月下旬 ※予定
⑨ 委託契約締結	令和8年6月上旬 ※予定

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルへの質問等がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限：令和8年4月3日（金）正午まで<必着>
- (2) 提出方法：質問書【様式1】に記入し、電子メールで提出すること。
それ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
なお、共同体で申請した場合は代表者が提出すること。
- (3) 提出先：福井市 農林水産部 農政企画課
電子メール nousei@city.fukui.lg.jp
- (4) 回答方法：令和8年4月10日（金）までに市公式ホームページに掲載

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出期間：令和8年4月1日（水）から令和8年4月17日（金）正午まで<必着>
- (2) 提出書類（各1部）
 - ① 参加申込書【様式2】
 - ② 参加資格誓約書【様式3】 ※共同体の場合は、全ての構成員のもの
 - ③ 会社概要書【様式4】 ※共同体の場合は、全ての構成員のもの
 - ④ 業務実績調書【様式5】
※令和3年4月1日以降における、集客型イベント等の企画運営業務の実績のある事業者のみ提出
 - ⑤ 共同体結成届書【様式6】 ※共同体を結成する場合のみ
 - ⑥ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類
※参加申込書の提出時点で、一般業務競争入札資格者名簿に登録されている者は提出不要
※共同体の場合は、全ての構成員のもの
- (3) 提出方法：電子メール
- (4) 提出先：福井市 農林水産部 農政企画課
電子メール nousei@city.fukui.lg.jp
- (5) 参加辞退：参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式7】を上記提出先に提出すること。※電話連絡のうえ、電子メールにて提出。

8 参加資格審査の結果通知

参加申込書提出者の参加資格を審査し、その結果(参加資格の有無)を令和8年4月24日(金)までに電子メールにて通知する。

9 企画提案書の提出

参加資格を有することが確認された者は、企画提案書及び概算経費を次の(1)・(2)の書類にまとめ、期限内に提出するものとする。企画提案は、1者1提案とする。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 企画提案書(A4版様式自由)

・次の項目について、仕様書に基づき、具体的な提案をすること。

- ① 企画提案内容
- ② 会場レイアウト
- ③ 業務実施スケジュール
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 見込まれる成果

・各ページ下部中央にページ番号を記載すること。

・上記の内容の企画提案書を8部提出すること。

(2) 見積書(A4版様式自由)

記載金額については、仕様書等に基づいた本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。また、積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること(別紙可)。

(3) 書類の提出方法等

① 提出期間：令和8年4月30日(木)正午まで<必着>

② 提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

③ 提出先：福井市 農林水産部 農政企画課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号(市役所本館5階)

10 審査方法

(1) 企画提案書の審査(プレゼンテーション)

企画提案書の審査は、別に設置する「審査委員会」において、提案者によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査したうえで、受託候補者を1者選定する。

① 日時 令和8年5月22日(金)(予定) ※詳細は別途通知する。

② 場所 福井市役所内会議室

③ 審査方法 プレゼンテーション及び質疑応答

・持ち時間は1者30分(説明15分、質疑応答15分)とする。

※都合により持ち時間を変更する場合がある。

・順番は、企画提案書の受付順とする。

・内容は、企画提案書に沿ったものとする。

- ・審査委員会当日の資料の差し替え、追加提出は認めない。
- ・出席できる者は1者につき3名までとする。なお、共同体については代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。
- ・業務の企画運営に携わる担当者が説明を行うこと。
- ・プレゼンに使用するPCは持参すること。モニターは市で準備する。

(2) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

①審査基準・配点（100点満点）

審査項目・審査内容			配点	
企画提案内容	仕様書	・仕様書の内容に合致しているか。	5	85
	企画全体	・農林水産業全般への理解を深める内容か。	5	
		・地産地消を意識した内容か。	5	
		・子育て世代等、ターゲット層が楽しめる内容か。	5	
		・圏域外からの集客を期待できる内容か。	5	
		・出店者の販路拡大や圏域産農林水産物の消費拡大等、イベント終了後の波及効果が期待される内容か。	10	
		・圏域内の連携を意識した内容か。	10	
		・圏域内の農林水産物の魅力を圏域内外に浸透させる内容となっているか。	10	
	体験	・体験内容は、農林水産業について親しみや関心をもつ契機となるような内容か。	5	
	自由提案	・実現性が高い提案か。	10	
・独自性、新規性のある提案か。		10		
集客・広報	・多くの集客が見込める広報内容か。	5		
業務遂行能力等	運営体制	・各種申請、制作物、出店者調整など業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュール、運営体制となっているか。	5	15
	業務実績	・本業務と類似した業務の受注実績があるか。	5	
	業務経費	・必要となる経費を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。	5	

②その他

- ・最低点は満点の6割とし、これに満たない提案は失格とする。
- ・複数の者が同点で1位の場合、委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全者に対し、令和8年5月下旬（予定）に郵送により書面で通知するとともに、受託候補者は市公式ホームページで公表する。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、予算限度額を超過した場合
- (6) 審査委員会に正当な理由なく欠席した場合

1.2 契約の締結等

- (1) 審査委員会で選考された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議は、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものでなく、市から企画提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることがある。なお、その際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (3) 受託候補者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、提案者のうち順位の高い者から順に契約締結の協議を行う。
- (4) 契約締結にあたっては、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録を条件とする。

1.3 その他の留意事項

- (1) 提出書類等に係る費用は提案者の負担とし、市は一切負担しない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (4) 提出した企画提案書の訂正、追加及び再提出は原則として認めない。
- (5) 企画提案書などの提出物は、返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (6) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、原則として開示の対象となる。ただし、提案者の事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案者数及び受託候補者を掲載する。
- (7) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
- (8) その他、不明な点については、下記の問い合わせ先に照会すること。

1.4 問い合わせ先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市 農林水産部 農政企画課（担当：石丸）

TEL 0776-20-5420

電子メール nousei@city.fukui.lg.jp